

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

外国人雇用と在留資格 就労が認められるかどうかを確認しましょう!

外国人については、出入国管理及び難民認定法で定められた在留資格の範囲内での就労が認められています。雇入れの際には、必ず就労が認められるかどうかを確認しましょう。

就労が認められる在留資格	<p>◆18種類</p> <p>外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興業、技能、技能実習、特定活動(ワーキングホリデー等</p>	<p>*雇用のケースが多いと考えられるもの</p> <p>技術…コンピュータ技師、自動車設計技師等</p> <p>人文知識・国際業務</p> <p>…通訳、語学の指導、為替ディーラー、デザイナー等</p> <p>企業内転勤…企業が海外の本店又は支店から期間を定めて受け入れる社員(活動は「技術」「人文知識・国際業務」に掲げるものに限る。)</p> <p>技能…外国料理のコック等</p>
在留資格原則として就労が認められない	<p>◆5種類</p> <p>文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在</p>	<p>「留学」、「家族滞在」の在留資格を持った外国人が就労する場合は、地方入国管理局で資格外活動の許可を受けなければならない。</p> <p>資格外活動許可がある場合の就労は、「留学」の場合は原則として1週28時間まで(ただし夏季などの長期休業期間中は1日8時間まで可)、「家族滞在」の場合は原則として1週28時間まで。</p> <p>なお、風俗営業等への従事は認められない。</p>
就労活動に制限がない在留資格	<p>◆4種類</p> <p>永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者</p>	<p>日系2世、3世については「日本人の配偶者等」又は「定住者」として在留する場合に限り、就労に制限なし。</p> <p>「短期滞在」の在留資格により在留する日系人は、在留資格の変更許可を受けなければ就労することができない。</p>

*また、雇用対策法に基づき、全ての事業主の方に、外国人(特別永住者を除く)の雇入れと離職の際に、その都度、当該外国人の氏名、在留資格等を確認し、ハローワークに届け出ることが義務付けられていますのでご注意ください。

大阪外国人雇用サービスセンター 外国人雇用Q&A
<http://osaka-foreigner.jsite.mhlw.go.jp/library/osaka-foreigner/QA.pdf>